

特118

58

精神振作詔書述義

諸留次助著

国立国会図書館



始



精神
振作
詔書
述義



告
論

曩ニ帝都ノ復興ニ關スルヲ聖詔ヲ拜セシニ今又精神振作ノ大詔ヲ下シテ國家興隆ノ道ヲ示シ給ヒ國民ヲシテ其ノ
 向フ所ヲ知ラシメタマフ 叙慮深遠誠ニ感激ノ至ニ堪ヘス
 謹ミテ案スルニ 明治天皇夙ニ開國進取ノ國是ヲ定メ精弊ヲ一新シテ庶政ノ改革ヲ漸行シタマヘリ是ニ於テ民
 心一時ニ作興シ質實剛健ノ氣風ヲ以テ文化ヲ開發シ國運ノ隆々タル前古其ノ比ヲ見ス後教育ニ關スル 勅語ヲ下
 シテ其ノ大綱ヲ論シ國體ノ尊ヲヘク淵源ノ重スヘキヲ知ラシメタマヘリ日清日露ノ兩戰役ニ偉績ヲ奏セシハ實ニ
 教育勅語ノ明效ナリ然ルニ國威ノ宣揚セラレタルト共ニ國民ノ意漸ク驕リ動モスレハ輕佻浮華ニ失セムトスルモ
 ノアリ 先帝更ニ大詔ヲ煥發セラレ勸儉ヲ勤メ荒怠ヲ誡メタマヘリ然レトモ積年ノ宿弊ハ容易ニ之ヲ改ムルヲ得
 ス殊ニ歐洲大戰ノ齎セル經濟界ノ變調ニ促サレテ人心放縱ニ流レ節制ヲ失ヒ國情ト相容レサル外來思潮ト相待チ
 テ思想詭激ニ趨ムカトスルノ風アリ今ニシテ反省自覺以テ中正ニ歸スルニ非ヌムハ社會ノ頹廢ハ遂ニ之ヲ濟フニ
 由ナカラムトス今未曾有ノ天災ニ際シテ此ノ 聖詔ヲ拜スルニ至リタル所以ヲ思ヒ恐懼益々深シ
 願フニ 聖旨ヲ奉體シテ之カ實行ヲ期シ文物ヲ災後ニ恢復シテ更ニ國運ノ振張ヲ圖ルニハ其ノ努力從來ニ幾倍ス
 ルモノナカルヘカラス是レ國民精神ノ振作更張特ニ急切ヲ告クル所以ナリ之カ爲ニ先ツ教育ノ振興ヲ圖リ特ニ德
 育ヲ根柢トシテ重ヲ人格ノ養成ニ置キ弛緩セル風紀ノ振肅ニ勉メ浮華ヲ去リ輕佻ヲ斥ケ我邦道德ノ大本タル忠君
 愛國ノ思想ヲ基礎トシテ益々協力一致義勇奉公ノ精神ヲ旺ニシ官民齊シク奢侈ヲ戒メ冗費ヲ節シ生活ノ安固ヲ圖
 リ經濟上ノ實力ヲ養ヒ進ンテ力ヲ産業ノ進暢ニ盡シ以テ國家ノ興隆ヲ致ササルヘカラス
 今此ノ災厄ノ後ニ於テ人々ノ自覺ヲ促シ現下ノ弊風ヲ一掃シテ維新當初ノ元氣ニ復シ國民ノ精神ヲシテ愈々剛健
 ナラシメ相率キテ文物ノ恢復ト國力ノ振興トニ盡瘁シ以テ 聖慮ニ副ヒ奉ラムコトハ本大臣ノ切望シテ止マサル
 所ナリ

大正十二年十一月十一日

內閣總理大臣 伯爵 山 本 權 兵 衛

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ晚近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル况ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張

ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ網紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セステ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政 名

大正十二年十一月十日

各國務大臣副署

極めて微々たる一女學校教師の身を以て最尊最重なる 詔書の述義を企てましたる僭越の罪は免れませんが、さりながら國家危急の時に際し憂如として黙止するに忍びず夜を日について謹解を試み茲に全く稿を了することを得ました。

神明の加護に依つて精神を新にし、國民本來の面目を顯現して卷中に充滿せしめやうとすることが私の誓願で御座います。

四恩最勝の國に生を受け、別けても二百三十餘萬道民各位の慘憺たる辛苦の油汗に依つて養はれる私は、せめても報謝の誠意を表する爲に公務の餘暇本書を著して廣く道民各位に捧ぐる次第であります。特に青年團員處女團員中等學校生徒諸君の閲讀を望んで止みません。

大正十二年十一月二十三日

北海道廳立室蘭高等女學校教師

留

源

助

精神振作 詔書述義

謹んで按じまするに、今上天皇陛下大正元年七月三十一日御踐祚の初めに當らせられ、朝見の勅語を賜り、百官有司は先帝に盡し奉れる所を以て陛下に事へ、臣民も亦和衷協同して忠誠の道を致すへきことを勅らせられました。更に大正四年十一月十日平安の舊都に於て即位の大禮を舉げさせらるゝに當り、百官有司群臣百姓に宣し給へる勅語には、陛下は夙夜兢業天職を全うせさせられんことを期し給ひ、吾等七千萬の臣民が忠誠其の分を守り勵精其の業に従ひ以て皇運を扶翼し奉ることを御信賴あらせられ、心を同うし力を戮せ倍々國光を顯揚せんことを庶幾せられました。

然るに奚そ圖らん、九月一日俄然帝都は大震火災の襲來を蒙り振古未曾有の禍厄に遭遇致しまして、陛下は日夜申すも畏きまでに宸襟を惱させ給ひ震火の餘燼未ださめざる九月十二日畏くも恤民興復の大詔を煥發あらせられ、全國民に其の嚮ふべき所を御示教あらせられましたが、尙方今の世局に處し國民思想の趨向に鑑み給ひ憂悚交々至らせらるゝの餘り畏くも本月十日を以て本詔書を下させられ、國民精神振作の大御心を御宣示あらせられたる次第であります。

我が國家危急の時に際し國民精神の上に就いて、かくばかり叡慮を惱し奉ることは實に我等臣子の本分を顧みて、恐懼措く能はざるものが御座います。

今此の詔書を解釋するに當り便宜のため先づ大體の段落を分つて其の大意を述べ、更に振作更張の要目に亙つて説述することに致します。

第一段

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

興隆

おこりさかんになる

親賢臣遠小人此先漢之所以興隆也 諸葛亮

剛健

すこやかにし

大哉乾乎、剛健中正 純粹精也 易經

涵養

たくはへ

文帝嗣位表曰王者之德覃及無方矧彼翔沈孰非涵養 陳書

此の一段は本詔書の総序で御座いまして一編の御趣旨は藏めて此の數句の間に存するここで御座います。されば國家の根本を培養してその興隆を圖らうとするには、唯終始一貫して質實剛健の精神に依るの他なきことを確信致します。

第二段

是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ
 皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ
 詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマ
 ヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪
 謨ニ非サルナシ

國體

くにのな 儒林之官 四海淵源 宜皆明於古今 漢書

淵源

ものの根 儒林之官 四海 漢書

信義ノ訓

己の言を踐行ひ 惟レ信義

荒怠ノ誠

怠さびお 狎侮五常荒怠 不敬 書經

洪謨

おほいなる ばかりこと

此の一段は皇考明治天皇の二大聖訓たる教育勅語と戊申詔書と

を掲げさせられ、前段に述べさせ給へる涵養振作の大義を明治昭
 代の史實上から御昭示あらせられたので御座います。

實に我國民精神の根柢は悠久なる國體の本原に基き、質實剛健
 の元氣は國歩困難の時に當つて必ず其の鋒鋦を輝かすここを見
 るので御座います。

第三段

爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即
 位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ
 憂悚交々至レリ

趨向

思想上のな りゆき

兢兢

矜於兢兢不寧 不崩 詩經

紹述

つぎて 於是以紹述 爲國是 宋史

憂悚 うれいお
そる

此の一段は前段を受けて二大聖訓の渙發せられたる結果國民の矜式する所定まり我國は日に隆々として盛運に趨き、開國僅々四十有餘年にして一躍して世界列強の伍伴に加はるようになりました。が、殊に今上天皇陛下は皇考の御丕績を紹がせられて以來夙夜に兢々として統治の大御業に精勵あらせられ、常に國民撫育の上は大御心を勞せられて今日に至らせられました。が、突如として今次の災禍に遭はせられ憂悚交々至らせらるゝ、ここを宣示あらせられたので御座いまして、天災地變の致す所さは申しながら國家臣民の休戚にかくばかり深く、聖慮を惱させらるゝ、大御心の程は仰ぎ奉るも畏きことの極で御座います。

第四段

輓近學術益々開ク人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ昭復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ。

浮華 かろがるしくして
はでなり 疾世浮華不修名實著論
後漢書

放縱 わがままなり 天然放縱極有筆力 王僧孺

輕佻 かるばづみなり 民有輕佻則欲心生
尉繚子

詭激 言行度を失して
はげしきこと 海中遇風作海賦文辭詭激
獨與衆異 南史張融傳

前緒 先人の遺し置きたる事
業のいとぐち 先業 位承前緒世有哲王
張峻

紹復 つぎおこす 紹復先王之大業
書經

協戮 心をあはせ
力をあはす 三后協心同底于道。
茲求元聖與之戮力。書經

此の一段は近來學術の進歩し教育の普及するにつれて、人智は日々に開發せられました。併し又一面に於ては大戰の結果に起因する經濟界思想界の世界的大動搖の影響をうけて、社會の綱紀漸く弛み浮華放縱の弊風盛に起り風俗の頹敗教化の陵夷こゝに萌し、慎思篤行の良習を缺き言行度を失して稍こもすれば險惡に趨かんとする傾向を生じてまゐりました。國民各自が今にして反省自戒しないならば、或は明治昭代に化成せられたる質實剛健なる國民精神を失墜するやも圖りがたきことを 御軫念あらせらるゝ趣を述べさせられたのであります。

況や又今次の災禍は其の影響する所激甚でありまして、殆ど灰燼に歸せんとする祖國の文化を紹復し、疲弊の極に達せんとする民力を振興充實せしむるには唯一に國民精神の振作更張に待つ

の他なく、現下の我世局は實に是れ上下共に心を協せ力を戮せ精神を剛健ならしむべき危急存亡の時なる事を宣示あらせられしこと、恐察致します。

第五段

振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ

恪遵 しつじみ
したがふ

綱紀 おほづなこづな
のり 歳鏡乎若道 天地之綱紀
帝王之壯事 後漢書

肅正 まことのへ
ただす

匡勸 ただしは
げます

醇厚 てあつし
て 上皇之世
人性醇厚
詩經疏

中正 一方にかたよらずし
て正し 言必先信
行必中正
禮記

福祉 さいはい
さいはい 賜我福祉壽
算無極 易林

此の一段は本詔書の骨髓ごも申すべき最も大切な所であります
即ち振作更張の道は之を他に索むべきものでなく、皇考明治天皇
の聖訓に恪遵し、ひたすらに其の實效実績を擧ぐることを第一義
と致します。先帝の聖訓は内外古今に通ずる公明正大の大道で
あります。其の御彞訓の孰れをか先とし努め孰れをか後として

帷むべき謂はありませんが、今日の時局に際して其の實踐上の大
綱を申しますれば、先づ第一に教育の淵源たる國體の精華を明に
して之を尊信することが國民精神涵養の根本義であります。次
には智能偏重の辟見を避けて智徳竝進せる人格の養成に努め、社
會の綱紀を振肅して最も嚴正なる律度たらしめ、風俗の頹敗を匡
救し良風美俗を奨励し、浮華放縱の悪風を一掃して質實剛健に就
き、輕佻にして思慮淺く詭激にして常規を逸せる思想界の弊習を
嚴に矯正して専ら醇厚中正なる國民精神の本體に復歸せしめ、人
倫の私徳を修養して六親相和せしめ、公德を尙守して國家社會の
秩序を尊重好愛せしめ、其の他國民各自の責任觀念を明にし節制
分度を守り、尙進んで忠孝義勇の美を濟し博愛共存の誼を篤うし
て人類相愛の眞情を發露せしめ、私人として己を持すること恭

儉で家業に服するには勤勉敏活にし、産を治むる質素にして資力を豊にし以て獨立自活の實を擧げ、又公人として鄙吝利己の私心を抛つて力を公益世務に竭し、以て國家の興隆と我日本民族の安榮とを期し、更に進んでは廣く人類社會の福祉増進に貢獻すべき覺悟を要することを諭し給へることを確信致します。

第六段

朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本を固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

協翼 心をあはせてたすくる

恢弘 ひろむ 恢弘至道 書經

此の一段は本詔書の結末でありまして第一段と照應致しまして國家興隆の本たる國民精神の振作涵養に依つて國民の元氣を一

新し、其の協翼に頼らせられて彌々國家存立の根本基礎を鞏固にし以て統治の大業を恢弘あらせられんとの御希望を述べさせられたることで御座いまして吾等臣民が日夜に感佩服膺すべき所であります。

以下項を改めて國民精神の振作要領に就いて説述致します。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続きます）

一 教育の淵源

國民精神の振作更張を期するには須らく先づ教育の振興を圖らねばなりません。教育の振興を圖らんには深く其淵源を究めて之を尊崇せねばなりません。抑々國民教育の淵源は我が純且美なる國體の精華に存するところは、先帝の教育勅語を拜誦するもの、瞭乎として疑惑の餘地を存せぬ所であります。

然るに輓近教育上の事その根本を閑却して稍々枝葉の末に走らんとする嫌あることは深く戒むべき所でありまして、之を授け受くる者が相與に深く自ら戒慎して萬錯誤なからんことを期せねばなりません。

此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

二 智徳の竝進

教育究竟の目的は人格の完成にあることは東西の學者に異論なき所でありまして其の方法こそ自ら智徳體の三育に分科されることはいへ其の調和せる發達を要求せぬ識者は一人もありません。

さて廣く内外古今の大勢を觀察すれば各國各時代に於て種々の特色を有して居りますが之を概括すれば、西洋は物質的文化に於て一大特色を有し東洋は精神的文明に於て優越せる地歩を占むることは争はれぬ事實であります。

東西文化の融合に因つて發達せる我が國の教育が、兎角智徳の調和を缺き其の發達普及は未だ以て道德の向上進歩を伴はざるのみならず、輓近往々にして其の豫想を裏切らる、如き事實の類

發するところは甚だ慨歎に耐へぬ所であります。殊に今日は普通教育上智徳の竝進品性の陶冶に更に一層の留意を要するに同時に高等専門の學府に於ても、學生生徒の品性を高潔にし、其の志操を高尙にすへき責任を感じねはなりません。

智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ

三 綱紀の肅正

社會は個人の結合であると同時に個人は社會の所産でありますから、社會綱紀の弛張は直に個人の精神生活上に影響するところが甚だ大なるものがあります。乃ち綱紀の維持は全社會の連帶責任であることを自覺せねはなりません。古の民は之に依らしむれば足りましたが今の民は之に依らしむるのみならず之を知らしめねばなりません。信賞必罰は必しも綱紀保持の理想的條

件ではありますまいが、之に依つて民心を嚴肅ならしめ其の畏る所あらしむる効果は争はれぬことでありませう。要するに現下の急務は官民一致綱紀の肅正に務め互に畏敬戒慎する所がなくてはなりません。

惟レ信惟レ義

四 風俗の匡勵

社會の綱紀と相俟つて國民精神涵養上に其の影響の絶大なるものは國風民俗であります。由來我が國は上慈に下敬に和に流れず嚴に失せず、義は則ち君臣にして情は猶父子の如き極めて純美なる國風を有する一大民族國であります。かくの如く我國は上下交々穆々悌々たる間に質實剛健にして義勇奉公の氣象強く開闢以來三千年御歴代の徳政に導かれ禮儀に整へられ、幾多小徳

の川流はありませうが忠孝の大徳は教化せられて今日に至りま
した。今日の急務は敢て都市と言はず地方と言はず互に隣保相
共勵してその美風に順應し、苟も我が民俗と一致せざる外來の悪
風は之を防ぎ健全なる輿論を尊重して益々風俗を完美ならしめ
ねばなりません。之をしも風俗の匡勵と申すので御座います。
華ヲ去リ實ニ就キ

五 質實剛健

然るに世界大戰後我が國に於ても經濟上の變調を來し、民心爲
めに驕奢に趨き着實勸勉の風漸やく廢たれ浮華放縱の習漸やく
長じてまゐりました時に際し、今次の災禍を蒙りました次第であ
ります。眞に經國濟民の志あるものは此の天變に顧みて晝夜を
別かたず勤め彊めて息まざるべき筈でありますのに、猶未だ都鄙

共に自覺の足らないものが多いことは、上御一人に對し奉つて恐
懼にたへざる次第で御座います。

さて内外古今の歴史上の成跡を顧みるに國家の興隆せし所以
の因由は一として質實剛健なる國民の力に頼らないものはあり
ません。今日國家の危急に當り必ず荒怠相誠めて國民互に一致協
力し、國難に殉する覺悟を以て、文化の紹復國力の振興を扶翼し奉
らねばなりません。之をなすに質實剛健の氣象を措いて將た何
に頼りませうか。

荒怠相誠ノ自彊息マザルヘシ

六 醇厚中正

世界大戰の結果が國民の經濟上に及ぼせる影響は前課に述べ
た通りであります。更に國民の思想上の方面を顧みれば之と相

關聯して、頗る險惡なるものがあります。即ち或は勞資間の爭議となり、差別撤廢の惡平等となり、其の言ふ所一應尤もなるが如くにして、其の思想を實現せんとするは與に戦ひ與に仆る、極めて愚劣にして不穩なるもの、多きに拘はらず、輕佻詭激の徒は慎思熟慮するここなくして直ちに附和雷同し、爲めに累を罪無き良民に及ぼすところが少くありません。吾等國民は宜しく國體の精華と光輝ある國史の成跡とに鑑み、内には思索の選を慎み輿論の健全を圖り、言行を極めて穩健にし、外には國民の品位を高め國民の信用を確實にし、醇厚中正の臣民として中外に雄飛せねばなりません。

醇厚俗を成し

七 人倫和親

孝友和信は東洋道德の骨髓でありまして世界萬邦に優越せる美點であります。殊に我邦は東洋道德の粹を集大成して忠孝一本の道德的榮冠を戴いてゐるのであります。然るに我が國社會組織の基礎たる家庭が外來思想や經濟上の影響を蒙つて、幾分其の道德上の權威を減殺せられつゝ、あるのは誠に慨歎にたへぬことであります。吾等國民は須らく民族固有の道義的觀念に鑑みて大に反省自覺すべき時であります。一家親族は勿論朋友故舊等が相倚り相助けて親睦を全うするところが、やがて國民的大活動の源泉となるのであります。故を温ねて親しきを知るところが國民道德の要諦でありませう。

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ

公德を守つて秩序を保つことは文明國民の一大特色であります。團體的活動を推奨する社會に於てはその自然的發達の結果として、其の活動を圓滑ならしむるために、或は消極的に或は積極的に種々の公德が發達するのであります。更に又團體的行動に於ては各人の行動に節制統一を要求するところが最も切なるものがあります。其の節制統一の要素は即ち秩序であります。國家的秩序の最高權威を國憲といひ次を國法と申します。吾等は立憲國民として將た法治國民として公德を守り秩序を保つことは則ち文明國民たる地位を尊重好愛する所以であります。

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

九 責任節制

言責を重して苟もせず職責を尊重して苟も他人に轉嫁せずして、茲に始めて眞の文明國民たる信用と價值とを認むることが出來ませう。今日文明の社會に於ける各般の事業は一つとして各人の責任觀念に立脚しないものはありますまい。共同の生存を本位とする現今の社會に於ては各人の行爲に對して悉く節制を要求せぬものはありません。節制を缺ける社會に於ては常に爭議紛亂の絶ゆる時はありますまい。健全なる社會に於て活動する文明國民は内外與に責任を重んじ節制を尙はねばなりません。

一〇 忠孝義勇

前から屢々申しました通り忠孝一本は我が國民道德の大本で

あります。我日本民族本來の面目であると同時に此の道を保全するところは決して他の追従を聽さぬ國民的特權と言はねばなりません。假令忘想憶説胸に充ち精神の紛乱せる場合でも半夜人静まり身神澄徹して、國民本來の面目を顯現し來る時は懼然として畏れ欣然として悦び、吾等國民の本務を明かに自覺することが出來ませう。

以上教育の淵源を崇び責任節制を重んずるに至るまで數節の修養も要するに百流の一川に宗するが如く忠孝一本の徳に歸するるのであります。

殊に今の時は實に國家休戚の別る、危急の場合でありますから、國民は一大勇猛心をふるつて國家興隆の道に精進しなければなりません。

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

一一 博愛共存

人類相愛の眞情は大戰後世界各國の間に明かに發露してまゐりました。其の結果として或は國際聯盟となり軍備縮小となり世界は精神的に殆ど一大統一を見るが如き觀があります。殊に今回の大震災に當つて英米國等を始として其の他の友邦は溢れんばかりの同情を以て豊富なる物資を極めて迅速に寄贈し或は多額の金員を送與し來り、且多大な勞費を捐つて救護慰藉に努めてくれましたことは誠に人道上の美舉でありまして、我が國民は衷心から感謝すべき所であります。

かゝる世局に處し我等國民は内質實剛健の精神を畜へ忠孝義勇の道を全うし、外博愛共存の誼を篤うし、古今中外に通ずる公明正大の大道を活歩する覺悟がなくてはなりません。

博愛衆ニ及シ
東西相倚り彼此相濟シ以テ福利ヲ共ニス
之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

一二 恭儉勤敏

己を持するこゝ恭儉にして荒怠の心なければ内に顧みて疚しき所なく、常に精神充實して事をなすに元氣の旺盛なるものがありませう。凡そ一國の産業を興し資力を充實せしむるには各個人の精神能力を精一ならしむるより急なるはありません。

現今の文明諸國に於ては孰れもサイエンチフイツクマ子一

ジユメントを以て事業界の定則として居りませう。即ち經濟上の原則に従ひ最小勞費を以て最大効果を擧ぐるには、各人の能力増進を圖ると與に科學的經營法に依るの他振興の良法は無いのであります。

されば吾等は己の事業を改善するためには常に學術の研究を怠らず、身神の鍛鍊修養に努め以て能率の増進に資せねばなりません。

天災に依つて失はれたる國富は國民の奮闘努力に依つて恢復するの他に良策なく、國民各個の富力の増進はやがて國力の充實となるのでありますから、殊に逼迫せる現下の國情に於ては吾等國民は更に一層の勤敏を要すると同時に苟も冗費を節して國家有益の事業に貢獻せねばなりません。

忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ
 寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近クスニ在リ
 恭儉己ヲ持シ

一三 公益世務

産業の計劃も資力の充實も之を經營する動機が單に利己の一點から生ずることでありまするならば、甚だ頼もしからぬ心掛けと云はねばなりません。吾等は勿論個人として社會上の地位を得利益を圖り子孫に對する保育の計をせねばなりません。併しそれは吾等が生活の一部分に過ぎぬことでありまして、人生は更に大なる使命を有することを信ずるものであります。抑々社會と個人とは有機的な結合をなし、個人を離れて社會の存立せぬと同時に社會を離れて個人を認むることは出来ません。

されば人は單に己の利害にのみ偏して、己の所屬する社會の大極を顧みざるが如きは極めて淺薄なる謬見と言はねばなりません。吾等は皇國のために生ける尊き犠牲として一身を捧げて公益世務の爲に盡さねばなりません。

公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

一四 國民の理想

品性の高尚なるものは必ず高遠なる理想を有し、之に反して品性の下劣なるものは必ず野鄙なる思想を有するものであります。國家と之を組成する國民との關係も亦斯くの如くであります。國民の理想が深遠廣大であれば國家の品位も亦必ず高尚で國威を全世界に顯揚するのであります。されば吾等臣民は詔書の聖旨を奉戴して質實剛健なる國民精

神を振作し、一致團結して國家の窺乏を救うと同時に永久に動く
 こゝなき國民的理想を建設することが肝要なことであります。
 即ち吾等は世論に迷はず一己の利害に拘泥せず、三千年の光輝
 ある史跡を有する祖國の國體を擁護して其の興隆を斯せねばな
 りません。之を國民理想の第一義と致します。
 歴代の盛徳に育くまれて次第に發育成長せる吾等日本民族は
 公明正大の大道を實踐して、忠孝の美風を輝やかし世界の各民族
 と相伍し相携へ益々以て其の安富と尊榮とを保たねばなりません。
 之を國民理想の第二義と致します。
 世界各民族の中堅として立つべき民族は、全人類社會の休戚を
 己の休戚とする極て深沈大度の國民でなくてはなりません。
 即ち吾等國民の理想の最終義は全人類社會の福祉あてります。

大正十二年十二月一日印刷
 大正十二年十二月十五日發行

定價 金貳拾五錢

著者兼 發行者 諸 留 源 助
 北海道室蘭市清水町二十七番地

印刷者 野 副 又 六
 北海道室蘭市海岸町三十六番地

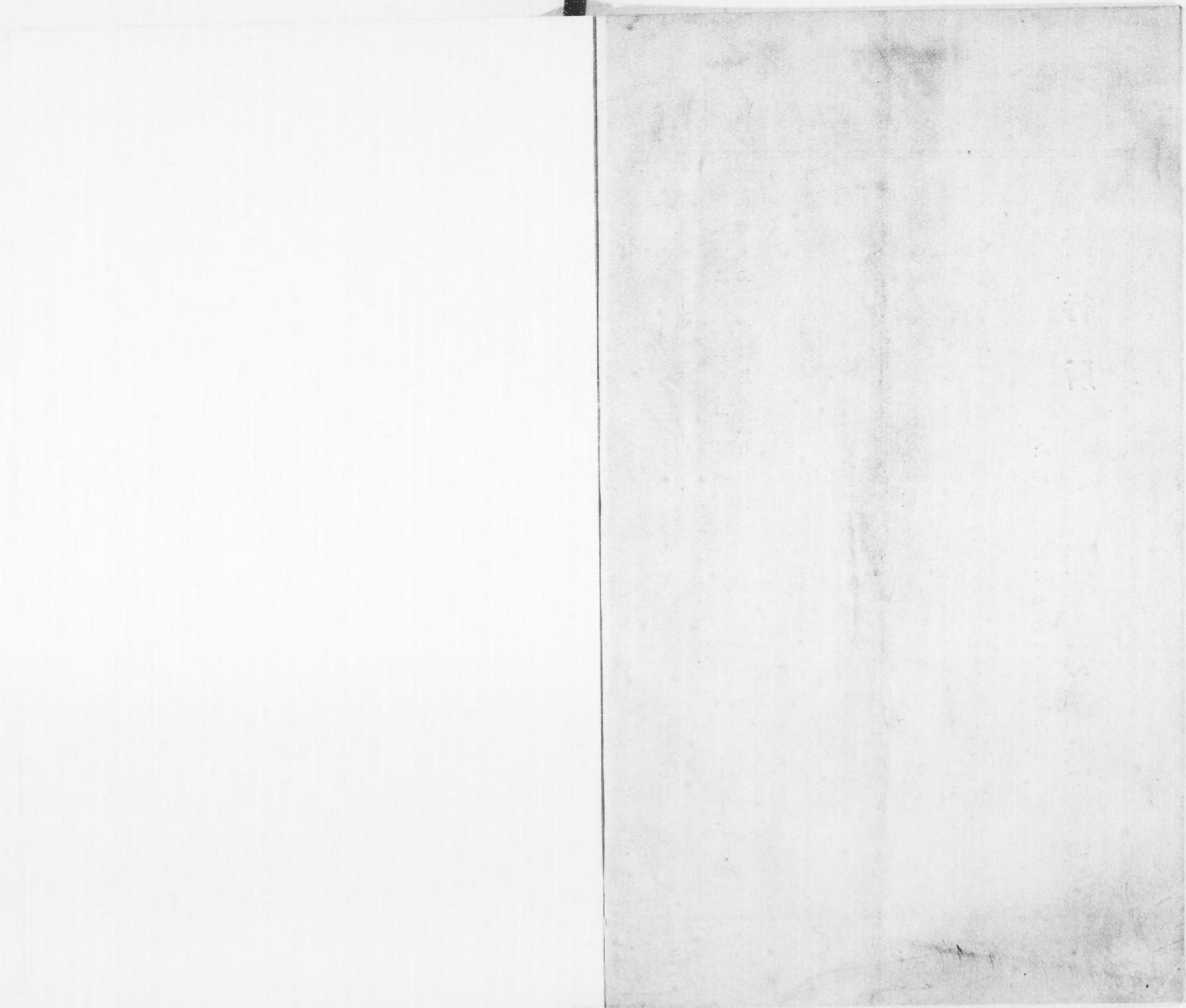
印刷所 室蘭活版印刷所
 北海道室蘭市清水町二十七番地



發行所

無得書房

北海道室蘭市清水町二十七番地



終